

2019年2月18日 中小企業向け助成金について

※一言要約： 知らない助成金はいろいろある。調べて、活用しよう！

事業主の方のための雇用関係助成金(厚生労働省)としては、以下の様に多くの助成金があります。

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金
 - ・休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用の維持など
2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金
 - ・離職を余儀なくされる労働者の再就職支援、中途採用拡大支援など
3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金
 - ・高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者の雇用など
(65歳以上、被災離職者、障害者、生活保護受給者、建設業若年者他)
4. 新たに起業する場合の助成金
 - ・中高年齢者(40歳以上)の方が自ら起業し、中高年齢者等を雇い入れるなど
5. 労働者の雇用環境整備関係の助成金
 - ・障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直し措置など
 - ・障害者の雇用管理のために必要な介助者等を配置など
 - ・介護労働者・保育労働者のための賃金制度の整備など
 - ・生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度の整備など
 - ・65歳以上へ定年引上げ、雇用環境整備の措置、高齢労働者を無期雇用転換など
6. 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金
 - ・男性の育児休業等取得推進、仕事と介護の両立支援など
 - ・中小企業が労働者の円滑な育児休業取得・職場復帰への取り組みなど
7. 労働者の職業能力の向上を図る場合の助成金
 - ・若年者への訓練、労働生産性向上に資する訓練、職務関連知識・技能の習得など
 - ・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得するなど
 - ・有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)に対する職業訓練など
 - ・障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施など

ちょっと手間ですが、調べてみる、知り合いに聞いてみることで、助成金を経営に活用できるかも知れません。

今回は、雇用関係のものを抜粋羅列しましたが、他の設備投資や効率化など、いろいろあるようです。